

令和7年度麦類供給円滑化推進事業(令和6年度第1次補正予算繰越分)に係る公募要領
制定 令和7年 10 月 20 日付け7農産第 3062 号

第1 総則

令和7年度麦類供給円滑化推進事業（令和6年度第1次補正予算繰越分）に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 目的

麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための産地や実需者等による余剰在庫の保管等に要する経費を支援します。

第3 事業の内容

本事業の内容は、関係法令、麦類供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3094号農林水産事務次官依命通知）及び麦類供給円滑化推進事業実施要領（令和4年12月6日付け4農産第3158号農林水産省農産局長通知）によるほか、以下に掲げるとおりとします。

1 事業の対象

本事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下、「民間流通麦要領」という。）第2の2に規定する民間流通麦のうち、同要領第4、第5及び第6の規定により取引される麦であって、次の要件を満たす麦とします。

（1）生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

令和6年産の麦のうち民間流通麦要領第4の2の（5）のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦、六条大麦、二条大麦及びはだか麦（以下「契約超過麦」という。）であること。

（2）実需者等による麦の供給円滑化のための取組

実需者等（製粉企業、精麦企業等（以下「実需者」という。）及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。）が購入（所有権移転）した対象麦であって次に掲げるものであること。

（i）契約超過麦

（ii）生産地の倉庫に滞留している令和5年産以前の麦（以下、「産地滞留麦」という。）

（3）（1）及び（2）の契約超過麦及び産地滞留麦の保管予定倉庫は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫であること。ただし、麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受けて整備した倉庫は対象外とする。

2 事業の内容

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、契約超過麦の数量を上限として、保有する契約超過麦の在庫について、次に掲げる事業を行うものとします。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について、複数の都道府県分をまとめて申請することができます。

ア 保有する契約超過麦が保管されていることの確認

イ 当該契約超過麦の入出庫の確認

ウ 当該契約超過麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

(2) 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化・産地収容力確保を図るため、契約超過麦及び産地滞留麦の購入数量を上限として、次に掲げる事業を行うものとします。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について複数の都道府県分をまとめて申請することができます。

ア 保有する契約超過麦及び産地滞留麦が保管されていることの確認

イ 当該契約超過麦及び産地滞留麦の入出庫の確認

ウ 当該契約超過麦及び産地滞留麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

第4 応募の要件

1 第3の2の(1)の事業の事業実施主体は、生産者団体等（生産者の組織する団体及び集荷業者の組織する団体をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

2 第3の2の(2)の事業の事業実施主体は、実需者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第5 補助対象経費の範囲等

本事業の補助対象経費の範囲は、別表1に掲げるとおりとします。また、本事業における補助金の額は、総額152,376千円の範囲内とします。

応募に当たっては、本事業期間中における必要経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

補助の対象としない経費として別表1に定めるものとします。

第7 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとします。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

ただし、事業実施主体において費用負担が大きく緊急性が高いことから、本要領第3の1の(1)、(2)の(i)及び(ii)における令和4年産以前の麦については、令和7年4月1日に遡って当該日以降の取組について支援の対象とすることができるものとします。また、本要領第3の1の(2)(ii)における令和5年産の麦については、令和7年7月1日に遡って当該日以降の取組について支援の対象とすることができるものとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、別紙（令和7年度麦類供給円滑化推進事業（令和6年度第1次補正予算繰越分）の公募に係る申請書類チェックシート）に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、令和7年12月19日（金曜日）午後5時まで（必着）とします。

申請書類の提出先は、以下のとおりです。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第2班

メールアドレス：mugisuisin@maff.go.jp

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画等申請書類は、別記様式第1号から別記様式第5号までに掲げる様式に従って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、この要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送等（郵送又は宅配便（バイク便を含む。）以下同じ。）又は電子メールとします。
- (5) 申請書類を郵送等する場合は、封筒等の表に「麦類供給円滑化推進事業応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、件名を「令和7年度麦類供給円滑化推進事業（令和6年度第1次補正予算繰越分）の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載した上で第9の2のメールアドレスに送付ください。
- (7) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (9) 本事業についての問合せ先は、次に掲げるとおりとします。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(正午から午後 1 時までを除く。) とします。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第 2 班 電話番号：03-6744-9531

第 10 補助金交付候補者の採択等

1 補助金交付候補者の採択

- (1) 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画書等を確認し、本事業の実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

ただし、本要領第 5 に定める予算額を超過する申請があった際は、申請金額を調整させていただく場合がございます。詳細については、別表 1 に定めるものとします。

なお、申請書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- (2) 審査結果については、審査終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

2 交付決定に必要な手続

補助金交付候補者は、実施要領、その他の通知（以下「実施要領等」という。）の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

第 11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守ってください。

1 事業の推進

事業実施主体は、実施要領等を遵守し、本事業全体の進行管理、事業成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理等をいう。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有す

ると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

第 12 公示への委任等

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示します。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページに掲載して行うこととします。

また、この公示に併せて、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課は、公募開始等の周知に努めることとします。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するために必要な契約超過麦及び産地滞留麦の保管に係る経費	・第3の2の(1)の事業の対象となる麦は生産者団体等が各経費を負担しているものであること ・第3の2の(2)の事業の対象となる麦は実需者等が各経費を負担しているものであること ・産地滞留麦においては、保管料及びくん蒸費は消費地倉庫における経費に、運搬費及び荷役料は消費地倉庫への運搬に係る経費に限る。なお、消費地倉庫とは、県間流通麦においては産地の道府県以外に所在する倉庫を、県内流通麦においては当該産地道府県の実需者の自社倉庫（保管費用が生じない倉庫については保管料は補助対象外）をいう。
	運搬費	本事業を実施するために必要な産地から倉庫への運搬に係る経費	
	荷役料	本事業を実施するために必要な産地から倉庫への運搬に係る荷役経費	
	くん蒸費	本事業を実施するために必要な保管時のくん蒸に係る経費	

第3の2の(1)の事業を優先的に採択し、その残余の分について第3の2の(2)の契約超過麦に係る事業を採択する。

また、予算を超える申請があった場合、第3の2の(1)及び(2)の契約超過麦については申請数量に応じて按分を行い、第3の2の(2)の産地滞留麦については申請数量の多い順に採択するものとする。

上記の経費であっても、補助対象数量及び単価を証拠書類によって確認できない場合には、補助対象経費の対象外とする。

別表 2

補助対象経費	補助単価・補助率
(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組 ア 麦の倉庫での保管料 イ 産地から倉庫への運搬費 ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 エ 保管時のくん蒸費	ア：定額 (1/2 相当) (保管料 (3 期制/月) : 107 円 (1 期) /ト)、 (2 期制/月) : 160 円 (1 期) /ト) イ～エ : 1/2 以内
(2) 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組 ア 麦の倉庫での保管料 イ 産地から実需者等の倉庫への運搬費 ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 エ 保管時のくん蒸費	ア：定額 (1/2 相当) (保管料 (3 期制/月) : 107 円 (1 期) /ト、 (2 期制/月) : 160 円 (1 期) /ト) イ～エ : 1/2 以内

注 1 : 補助単価・補助率欄の保管料については、3 期制の場合は 1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで、21 日から月末までをそれぞれ 1 期とし、2 期制の場合は 1 日から 15 日まで、16 日から月末までをそれぞれ 1 期とする。

注 2 : 採択 1 件当たりの補助下限は 100 千円とする。

別紙

令和7年度麦類供給円滑化推進事業（令和6年度第1次補正予算繰越分）の
公募に係る申請書類チェックシート

・申請書類の内容

申請者 チェック欄	様式	申請書類	事務局 チェック欄(※)
☐		申請書類チェックシート（本紙）	☐
☐	別記様式第1号	麦類供給円滑化推進事業応募書	☐
☐	別記様式第2号	事業実施体制	☐
☐	別記様式第3号	事業実施能力	☐
☐	別記様式第4号	事業実施計画書	☐
☐	別記様式第5号	クロスコンプライアンス チェックシート	☐
☐		応募者概要(民間企業:会社経歴(概要)、直近の総会資料(財務諸表等の添付資料)、公益法人等:定款(又は規約)・寄付行為、業務方法書、決算報告書等)	☐

・申請書類のファイル形式

申請者 チェック欄	提出形状
☐	申請書類一式をまとめたPDFファイル
☐	PDFに変換する前の各書類の元ファイル

(注) 申請書類について漏れがないか確認いただいた後、申請者チェック欄に☑と記した上で、本紙も提出してください。

別記様式第 1 号

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(応募者)
名 称
代表者氏名

令和 7 年度麦類供給円滑化推進事業（令和 6 年度第 1 次補正予算繰越分）に係
る応募書

麦類供給円滑化推進事業に係る応募書について、別添のとおり関係書類を添え
て提出します。

麦類供給円滑化推進事業応募書

受付番号

(記入しないでください)

応募者名

住 所

役 職 名

代 表 者

氏 名

補助金申請計画額

千円

連 絡 先

フリガナ
担当者名
所属部署
職 名
郵便番号
住所
TEL
FAX
メールアドレス

注)連絡先の住所が上記応募者の住所と同一の場合は、「同上」としてください。

応募者の概要

応募者の概要を定款等に規定された内容に基づき、下記の事項について簡潔に記入してください。

- 1 沿 革 （設立、名称変更、合併等）
- 2 設 立 の 目 的
- 3 事 業 （定款等に規定された応募者の主な事業）
- 4 構 成 員 （出資者、株主等） （令和〇年〇月〇現在）

別記様式第2号

応募者の事業実施体制

1 事業執行体制

	所属	氏名	備考
事業責任者			
担当者			

注) 事業責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

事業責任者の概要

氏名 (フリガナ)	
所属部署・職名	
生年月日 (年齢)	
略 歴	

注) この様式は、事業責任者について作成してください。

決裁経路

--

注1) 決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2) 常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

2 経理執行体制

	所属	氏名	備考
経理責任者			
担 当 者			

注) 経理責任者又は担当者が複数の場合、業務所掌を備考欄に明記してください。

経理責任者の概要

氏名 (フリガナ)	
所属部署・職名	
生年月日 (年齢)	
略 歴	

注) この様式は、経理責任者について作成してください。

決裁経路

--

注 1) 決裁経路を模式図等により簡潔に記入してください。

2) 常勤・非常勤役員との関係を明確にしてください。

※ 業務執行規程や決裁権限規程などの事業執行体制を定めた規程について、別途応募者の活動がわかる資料として添付している場合、その旨を記してください。

3 複数の生産者団体等の取りまとめ方法

事業実施主体が全国団体であって、当該事業に要した経費を複数の都道府県をまとめて申請する場合は、補助金交付等の手続について、模式図等により簡潔に記入してください。

補助金交付等の手続

--

別記様式第3号

事業実施能力

以下の項目について、分かりやすく記載してください。

(1) 円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。
(必要に応じ、実施体制図を記載してください。)

(2) 事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。

別記様式第4号

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「麦類供給円滑化推進事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
1 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組 (1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から倉庫への運搬費 (3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費 2 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組 (1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から実需者等の倉庫への運搬費 (3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費 3 合 計	円	円	円	

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

別記様式第4号 別添1

麦類供給円滑化推進事業実施計画書

(保管・販売計画、加工・販売計画)

注：対象とならない事業については、削除して作成すること。

1 - 1 保管・販売に関する事業実施計画概要（第3の2の（1）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 小麦 ()	2 六条大麦 ()
3 二条大麦 ()	4 はだか麦 ()

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあっては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
① 麦の倉庫での保管に係る事業	件
② 産地から倉庫への運搬に係る事業	件
③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業	件
④ 保管時のくん蒸に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
全国団体にあっては、種類別（小麦、六条大麦、二条大麦及びはだか麦）に各都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 （例） <小麦> ① 麦の倉庫での保管に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・取扱量 ○○○kg ・保管期間 ○○ヶ月 ② 産地から倉庫への運搬に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ④ 保管時のくん蒸に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回	

ウ	麦の早期引取のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 当該事業に係る説明会の開催 2 麦の早期引取のため、〇〇の実需者との意見交換の実施 3 …
エ	麦の利用拡大のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 麦の利用拡大のため、〇〇の実需者との意見交換の実施 2 麦の利用拡大のため、□□県等と連携して、新商品の開発 3 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成 4 …
オ	令和7年産麦以降の安定供給体制の構築のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 余剰傾向にある〇〇麦について安定供給体制を構築するため、□□□と△△△等に対し、説明会・意見交換を実施 2 余剰傾向にある〇〇麦について、×××麦に作付転換を実施 3 余剰傾向にある〇〇麦について、□□□に作付転換を実施 4 …

注：取組内容について、具体的な数値を用いて簡単に記載すること。

1 - 2 事業別内訳

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

イ 産地から倉庫への運搬費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

エ 保管時のくん蒸費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：各事業の詳細は、別添2に記載すること。

2 - 1 加工・販売に関する事業実施計画概要（第3の2の（2）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 小麦 ()	2 六条大麦 ()
3 二条大麦 ()	4 はだか麦 ()

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあっては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
① 麦の倉庫での保管に係る事業	件
② 産地から実需者等の倉庫への運搬に係る事業	件
③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業	件
④ 保管時のくん蒸に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
全国団体にあっては、種類別（小麦、六条大麦、二条大麦及びはだか麦）に都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。 （例） <小麦> ① 麦の倉庫での保管に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・取扱量 ○○○kg ・保管期間 ○○ヶ月 ② 産地から倉庫への運搬に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ④ 保管時のくん蒸に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回	
ウ 食品関連企業等と連携した加工・販売のための取組	

全国団体にあつては、都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。

(例)

- 1 麦の早期引取に係る食品関連企業等との意見交換の実施
- 2 麦の利用拡大のための食品関連企業等との意見交換の実施
- 3 麦の利用拡大のため食品関連企業等と連携した、新商品の開発を実施
- 4 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成
- 5 開発した試作品に係る商談会の開催
- 6 …

2 - 2 事業別内訳

(1) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

イ 産地から実需者等の倉庫への運搬費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

エ 保管時のくん蒸費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：事業の詳細は、別添2に記載すること。

麦類供給円滑化推進事業に係る経費算出票

1 保管料の補助対象数量の算出

産地	麦種	品種名	契約数量 ①	集荷数量 ②	一定の幅 ③	契約限度 数量 ④=①*③	一定の幅 超過数量 ⑤=②-④	備考
合計								

注1：集荷数量については、現物取引分を除く。実需者等は、契約数量の欄に播種前締結契約数量を、集荷数量の欄に播種前締結契約及び追加契約に基づき実需者等に引き渡される民間流通麦の総数量（現物取引分を除く）をそれぞれ記入すること。

注2：契約超過麦については、一定の幅超過数量(⑤)を補助対象数量とする。また、一定の幅の数量を超過していない銘柄については記載しない。

注3：必要に応じ備考欄に、生産者団体等においては、産地、麦種、品種名ごとに販売先名及び販売数量を、実需者等においては、産地、麦種、品種ごとに購入元名及び購入数量をそれぞれ記入すること。

注4：必要に応じ、契約数量、追加契約数量、集荷数量を証明できる書類の写しを添付すること。

注5：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 ①	保管料補助単価 ②（一律単価）	期別保管料補助額 ③=①÷1,000×②	備考
月	上期	(キログラム)	(円/トン)	(円/トン)	
	中期				
	下期				
	月計				
月	上期				
	中期				
	下期				
	月計				
合計					

注1：2期制の保管料に係る補助額を算出する場合は、各月行の中期の欄を削除し作成すること。
なお、2期制及び3期制の2種類の表を作成した場合には、それぞれの対象数量、期別保管料補助額の合計を合わせた値を欄外に記載すること。

注2：対象数量①については、1の⑤の数量のうち、要領第2の(3)の倉庫で保管する麦の数量を記入すること。

注3：必要に応じ、売り手の発行する「出荷年月日」又は「引取日」がわかる荷私指図書等の写しを添付すること。

注4：必要に応じ、備考欄に該当する保管料請求書番号等を記入すること。

注5：必要に応じ行を挿入し記入すること。

3 運搬経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：運搬経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当する運搬経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

4 荷役経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：荷役経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当する荷役経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

5 くん蒸経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：くん蒸経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当するくん蒸経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

(注)産地滞留麦については、産地の倉庫から消費地倉庫に搬出した数量を補助対象数量とする。なお、産地滞留麦に係る経費算出表は別葉とし、「1 保管料の補助対象数量の算出」表について、一定の幅超過数量(⑤)の欄に補助対象数量を、備考欄に当該滞留麦の生産年(○年産)を記載する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
・ 以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。なお、該当がない項目については「該当なし」と記載してください。

	(1)適正な施肥及び防除	チェック欄
①	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

	(2)エネルギーの節減	チェック欄
②	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
③	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
④	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	(3)悪臭及び害虫の発生防止	チェック欄
⑤	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

	(4)廃棄物の発生抑制	チェック欄
⑥	食品ロスの削減に努める	
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧	資源の再利用を検討	

	(5)環境関係法令の遵守等	チェック欄
⑨	みどりの食料システム戦略の理解	
⑩	関係法令の遵守※	
⑪	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑫	機械等の適切な整備と管理に努める	
⑬	正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1)適正な施肥及び防除

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

(2)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

(3)悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(4)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(5)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）